

関 係 各 位

北 海 道 経 済 部 長

新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮について

新型コロナウイルス感染症の拡大により、道内経済が多大な影響を受ける中、雇用への深刻な影響が広がっており、特に、急激な事業変動の影響を受けやすい学生アルバイトを含めた非正規雇用労働者においては、収入の減少や解雇・雇い止めなど厳しい状況におかれています。

このような中、北海道では、別紙1のとおり、国や道の施策の周知並びに、有期契約労働者やパートタイム労働者、新規学卒者の方々などの雇用の維持について、道内経済団体等に対し要請しているところですが、貴団体におかれては、改めて当該要請内容の趣旨にご理解をいただき、特例措置が拡大されている雇用調整助成金を積極的に活用するなど、雇用の維持に努めていただくよう、傘下の団体や会員企業等の皆様に、ご周知いただきますようお願い申し上げます。

記

(1) 雇用調整助成金の特例措置の拡大について

- ・雇用調整助成金は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業等を行い、労働者の雇用の維持を図った場合、事業主が労働者に支払った休業手当等の一部(又は全部)が国から助成される制度です。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、以下の特例措置が実施されています。

- 生産指標要件の緩和(3ヶ月10%以上低下→1ヶ月5%以上低下)
- 雇用保険被保険者ではない労働者(主に非正規雇用労働者)の休業も対象に追加
- 助成率の引き上げ(一定の要件を満たす中小企業は最大10/10)
- 被保険者期間要件(6ヶ月)を撤廃
- 教育訓練加算額の引き上げ(中小企業は1,800→2,400円)
- 提出書類の簡素化

など

(2) 雇用調整助成金にかかる国の相談窓口について

- ・申請や相談については、北海道労働局雇用助成金センター及び各ハローワークで受け付けており、連絡先などについては、以下の北海道労働局のホームページをご参照ください。
https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei_seido_joseikin/h30koyoutyousei_00014.html

(3) 北海道の雇用調整助成金「申請サポート窓口」について

- ・北海道では、本庁・振興局に雇用調整助成金「申請サポート窓口」を開設し、申請にあたって必要となる書類や基本的な疑問等に対し、道の職員がアドバイスを行うことで、事業者の皆様がスムーズに助成金を申請できる支援しています。
- ・連絡先は、別紙2のリーフレットをご参照ください。

(担当)

経済部雇用労政課 笠行

Tel : 011-231-4111 (内線 26-761)

E-mail : kasayuki.takashi@pref.hokkaido.lg.jp